

ラピッドカード契約規定の内容変更一覧（改定日 平成 27 年 6 月 29 日）

平成 27 年 6 月 29 日（月）よりラピッドカード契約規定を下記のとおり一部変更させていただきます。

現 行	変 更 後
第 1 条～第 4 条（省略）	変更なし
<p>第 5 条（利用限度額）</p> <p>1. 借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。</p> <p>2. 利用限度額は、500 万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。</p> <p>第 3 項以降（省略）</p>	<p>第 5 条（利用限度額）</p> <p>1. 借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。</p> <p>2. 利用限度額は、<u>800 万円</u>の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。</p> <p>第 3 項以降変更なし</p>
第 6 条～第 10 条	変更なし
<p>第 11 条（各回の返済額）</p> <p>各回の約定返済額は、次のとおりとし、借主に書面で通知します。なお、各回の約定返済額は、一部、借主により異なる場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金額が 10 万円以下の場合は 2 千円。 ・ 借入金額が 10 万円超 20 万円以下の場合は 4 千円。 <p>以下、借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加</p> </div> <p>(注1) 各回の約定返済額は最小の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。</p> <p>(注2) 上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。また、残元利金額合計を超えるときは残元利金額とします。</p> <p>(注3) 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。</p> <p>(注4) 各回の約定返済金額未済を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。ただし、この場合には、次回返済期日は更新されません。</p>	<p>第 11 条（各回の返済額）</p> <p>各回の約定返済額は、<u>次のとおりとします。</u></p> <p>各回の約定返済額は、<u>毎月返済時点のお借入金額に応じた金額とします。</u>なお、各回の約定返済額は、一部、借主により異なる場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(借入利率：実質年率 8.00%超の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金額が 10 万円以下の場合は 2 千円。 ・ 借入金額が 10 万円超 20 万円以下の場合は 4 千円。 <p>以下、借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加</p> <p>(借入利率：実質年率 8.00%以下の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金額が 10 万円以下の場合は 1 千円。 ・ 借入金額が 10 万円超 20 万円以下の場合は 2 千円。 <p>以下、借入金額が 10 万円増すごとに 1 千円を追加</p> </div> <p>(注1) 各回の約定返済額は最小の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。</p> <p>(注2) 上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。また、残元利金額合計を超えるときは残元利金額とします。</p>

ラピッドカード契約規定の内容変更一覧（改定日 平成 27 年 6 月 29 日）

平成 27 年 6 月 29 日（月）よりラピッドカード契約規定を下記のとおり一部変更させていただきます。

現 行	変 更 後
	<p>(注 3) 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。</p> <p>(注 4) 各回の約定返済金額未済を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。ただし、この場合には、次回返済期日は更新されません。</p>
第 12 条～第 20 条（省略）	変更なし
<p>第 21 条（契約規定等の変更）</p> <p>1. 本規定の変更については、銀行から変更内容を通知した後、または新ラピッドカード契約規定を送付した後にカードを利用したときは、借主が変更事項または新ラピッドカード契約規定を承認したものとみなします。</p> <p>2. 利用限度額の増額・減額あるいは各回の約定返済金額の引き下げを銀行から通知した後にカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。</p>	<p>第 21 条（契約規定等の変更）</p> <p>1. <u>本規定の変更については、あらかじめその内容および変更日を銀行所定の方法により提示するものとし、変更日以降は変更内容により、取り扱うものとします。</u></p> <p>2. 利用限度額の増額・減額あるいは各回の約定返済金額の引き下げを銀行から通知した後にカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。</p>
第 22 条～第 26 条（省略）	変更なし